



2025 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社西武ホールディングス
代 表 者 代表取締役社長兼COO 西山 隆 一 郎
(コード番号 : 9024 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員広報部長 多々良 嘉浩
(TEL. 03-6709-3112)

役員報酬制度の改定に伴う
取締役の報酬額改定及び
株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、役員報酬制度の改定に伴う金銭による取締役の報酬額改定及び株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下「BBT 制度」といい、BBT 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。)の一部改定に関する議案を、2025 年 6 月 24 日開催予定の第 20 回定時株主総会 (以下「本株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定の背景及び内容

当社は「西武グループ長期戦略 2035」に基づき、戦略の柱として不動産事業を核としながら、ホテル・レジャー事業、都市交通・沿線事業をはじめ、各事業の競争力を追求する成長戦略に大きく舵を切ること、資本効率性を追求し、社会的価値・株主価値の極大化を目指しております。次なる成長に向けた歩みを着実に進めていくための優秀な経営人財を獲得・保持するとともに、業績達成に向けたコミットメント及びモチベーションを高めることによりコーポレート・ガバナンスを向上させることを目的として、役員報酬制度の改定を本日開催の取締役会にて決議いたしました。本改定は、事業や人財獲得において競合する他社を考慮した報酬水準、業績連動性を高めた報酬体系への移行を図るものであり、金銭による取締役の報酬額改定及び BBT 制度の一部改定に関する議案を本株主総会において原案どおりご承認いただくことを条件とします (なお、BBT 制度一部改定のうち当社子会社を対象とする改定は、本年 6 月開催予定の各子会社の株主総会において、当該改定に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件とします)。

具体的には、金銭支給の短期業績連動報酬を新たに導入するとともに、これまで短期業績連動報酬と位置付けていた BBT 年次インセンティブは評価期間及び支給時期の変更を行い、今後は BBT 業績連動分という名称で中長期業績連動報酬と位置付けることにより、業績連動性を高める制度に改定することを予定しております。そのほか、改定の内容については、後述「ご参考 取締役の報酬額改定の概要」をご参照ください。

2. 取締役の報酬額改定

当社の金銭による取締役の報酬額は、2024年6月21日開催の第19回定時株主総会において、当社の取締役の基本報酬の総額を年額720百万円以内（うち社外取締役分年額180百万円以内）とすることをご承認いただき今日に至っております。

今般、独立社外取締役が議長を務め、全ての委員を独立社外取締役とする報酬諮問委員会からの助言を踏まえ、事業や人財獲得において競合する他社の動向、当社グループが担う社会的役割や責任の大きさ並びに経営環境の変化等を勘案し、取締役に対する基本報酬及び今回の役員報酬制度改定にあたり新設する短期業績連動報酬（以下、基本報酬と短期業績連動報酬を合わせて「金銭報酬」といいます。）を年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額180百万円以内）といたしたく存じます。社外取締役は短期業績連動報酬の対象外とし、引き続き基本報酬のみを支給いたします。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとします。

3. BBT制度の一部改定

2019年6月21日開催の第14回定時株主総会において、取締役を対象として基本報酬とは別枠でBBT制度を導入し、取締役に対する3事業年度分の株式取得資金として信託する金額の上限を750百万円（うち年次インセンティブ分として300百万円、長期インセンティブ分として450百万円）とすることをご承認いただき今日に至っております。

今般、役員報酬制度の改定に伴い、取締役の報酬と中長期的な当社の株式価値との連動性をより高めるため、BBT制度の内容を下記のとおり一部改定いたします（改定後のBBT制度を以下「本制度」といいます。また、改定箇所は以下の下線部分です。）。具体的には、年次インセンティブ（改定後の名称は業績連動分）について、評価期間及び支給時期を改定いたします。また、年次インセンティブは業績連動分、長期インセンティブは役位固定分にそれぞれ名称を変更いたします。なお、現行のBBT制度の概要につきましては、2019年5月14日付「株式報酬制度（株式給付信託）の導入に関するお知らせ」、2020年5月26日付「子会社への株式報酬（長期インセンティブ）導入に伴う株式給付信託（BBT）の一部改定に関するお知らせ」及び2022年2月24日付「グループ組織再編等に伴う株式給付信託（BBT）の一部改定に関するお知らせ」にて開示しております。

（1）制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が本信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程【業績連動分】及び役員株式給付規程【役位固定分】（以下総称して「役員株式給付規程」といいます。）に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。本制度は、取締役の退任時に、役位及び3事業年度の業績達成度等に応じて当社株式等の給付（以下「業績連動分給付」といいます。）を受ける制度と、取締役の退任時に役位に応じて当社株式等の給付（以下「役位固定分給付」といいます。）を受ける制度から構成されるものとします。

（2）本制度の対象者

当社及び当社の子会社（西武鉄道株式会社、株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド、株式会社西武不動産、西武バス株式会社、伊豆箱根鉄道株式会社及び近江鉄道株式会社）の取締役（いずれについても社外取締役を除きます。）。

なお、当社の子会社の取締役は、役位固定分給付のみの対象者とし、業績連動分給付の対象者

とはしないものとします。

(3) 信託金額

本株主総会及び当社子会社の株主総会で本制度の改定をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（５）及び（６）に従って当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を次のとおり拠出します。本信託は、下記（４）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。また、当社がこれまでに拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本株主総会及び当社子会社の株主総会における承認決議の後、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

なお、当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるため、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭についての上限を設けないこととします。

本株主総会及び当社子会社の株主総会における承認決議の後、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として 2025 年 4 月以降の 3 事業年度及びその後の各 3 事業年度（以下、それぞれ「対象期間」といいます。）ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に對する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 当社株式の取得方法及び本信託による取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記（３）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

取得株式数は、対象期間（３事業年度）ごとに 672,000 株（うち当社取締役分 375,000 株、当社の子会社の取締役分 297,000 株）を上限として取得するものとします。

(5) 取締役給付される当社株式等の数の算定方法とその上限

(ア) 業績連動分給付

取締役には、役員株式給付規程【業績連動分】に基づき役位に応じて毎年基礎ポイントが付与され、当該基礎ポイントは３事業年度の業績達成度等を勘案して調整されます。

(イ) 役位固定分給付

取締役には、役員株式給付規程【役位固定分】に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが毎年付与されます。

(ウ) ポイント数の上限

取締役が付与されるポイントは、下記（６）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社株式１株に換算されます（ただし、本株主総会及び当社子会社の株主総会における承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（６）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、上記（ア）により付与される業績連動分給付のためのポイントと、上記（イ）により付与される役位固定分給付のためのポイントとで区分して、各受益権確定時まで当該取締役に付与されたポイントを合計した数でそれぞれ確定します（以下、業績連動分給付のために確定したポイントを「業績連動分給付確定ポイント数」といい、役位固定分給付のために確定したポイントを「役位固定分給付確定ポイント数」といいます。）。当該確定する対象期間ごとのポイント数の上限は上記（ア）と上記（イ）の合計で 672,000 ポイント（うち当社取締役分 375,000 ポイント、当社の子会社の取締役分 297,000 ポイント）となります。なお、このポイント数と未行使のストックオプションを合わせた株式数は当社の発行済株式の総数（2025 年 3 月 31 日時点。自己株式控除後）に対して、約 0.242%であります。

(6) 当社株式等の給付

(ア) 業績連動分給付

取締役が退任し、役員株式給付規程【業績連動分】に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（５）に記載のところに従って定められる「業績連動分給付確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程【業績連動分】に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

また、株主総会において正当な理由により解任の決議をされた場合等、役員株式給付規程【業績連動分】に定める場合には、取締役会決議をもって付与されたポイントの全部又は一部を失効させることができます。

(イ) 役位固定分給付

取締役が退任し、役員株式給付規程【役位固定分】に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（５）に記載のところに従って定められる「役位固定分給付確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程【役位固定分】に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

また、株主総会において正当な理由により解任の決議をされた場合等、役員株式給付規程【役位固定分】に定める場合には、取締役会決議をもって付与されたポイントの全部又は一部を失効させることができます。

(7) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(8) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(9) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(8)により取締役에게 給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以上

ご参考 取締役の報酬制度改定の概要

当社は「西武グループ長期戦略 2035」に基づき、戦略の柱として不動産事業を核としながら、ホテル・レジャー事業、都市交通・沿線事業をはじめ、各事業の競争力を追求する成長戦略に大きく舵を切ることで、資本効率性を追求し、社会的価値・株主価値の極大化を目指しております。次なる成長に向けた歩みを着実に進めていくための優秀な経営人財を獲得・保持するとともに、業績達成に向けたコミットメント及びモチベーションを高めることによりコーポレート・ガバナンスを向上させることを目的として、役員報酬制度の改定を本日開催の取締役会にて決議いたしました。本改定は、事業や人財獲得において競合する他社を考慮した報酬水準、業績連動性を高めた報酬体系への移行を図るものであり、金銭による取締役の報酬額改定及びBBT制度の一部改定に関する議案を本株主総会において原案どおりご承認いただくことを条件とします。

1. 報酬体系・報酬水準

新制度における取締役（社外取締役を除く）の報酬は、金銭報酬及び株式報酬により構成します。金銭報酬は役位等によって決定する基本報酬（固定報酬）、毎期の業績に応じて変動する短期業績連動報酬（STI）により構成します。株式報酬（LTI）は取締役の退任時に役位及び3事業年度の業績達成度等に応じて当社株式等の給付を受けるBBT業績連動分と取締役の退任時に役位に応じて当社株式等の給付を受けるBBT役位固定分により構成します。報酬水準については、事業や人財獲得において競合する他社を考慮し、短期業績連動報酬の新規導入により現行制度より増額改定します。

社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から引き続き基本報酬のみで構成します。

参考図表1 現行制度・新制度の構成

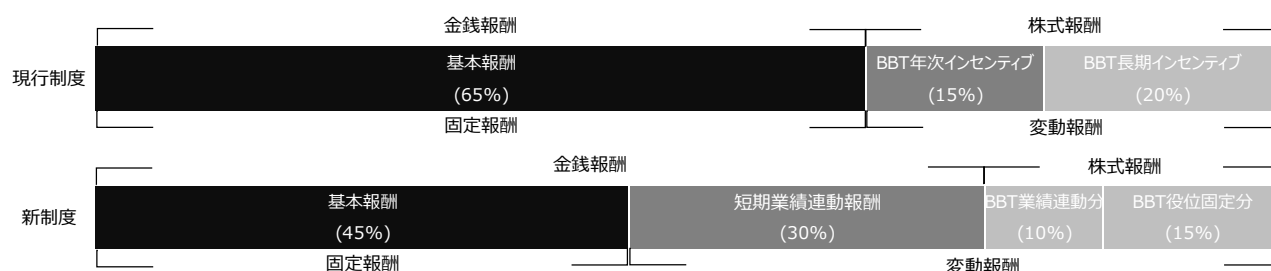
現行制度

構成	基本報酬		株式報酬	
名称	基本報酬	BBT年次インセンティブ	BBT長期インセンティブ	
位置付け	固定報酬	短期業績連動報酬(STI)	中長期業績連動報酬(LTI)	
支給形態	金銭	株式		
変動性	-	単年度業績および株価に連動	株価に連動※ポイント数は固定	
変動幅	-	0～100%	-	
支給時期	毎月	ポイント確定・株式給付：年1回	ポイント確定：年1回 株式給付：退任時	

新制度

構成	金銭報酬		株式報酬	
名称	基本報酬	短期業績連動報酬	BBT業績連動分	BBT役位固定分
位置付け	固定報酬	短期業績連動報酬(STI)	中長期業績連動報酬(LTI)	
支給形態	金銭		株式	
変動性	-	単年度業績	3事業年度の業績および株価に連動	株価に連動※ポイント数は固定
変動幅	-	0～150%	0～100%	-
支給時期	毎月	年1回	ポイント確定：3年ごと 株式給付：退任時	ポイント確定：年1回 株式給付：退任時

参考図表 2 報酬構成比率のイメージ



※報酬構成比率は基準額を基に算出

2. 金銭報酬

(1) 基本報酬

各取締役の役位等によって決定される固定報酬とし、毎月現金にて支給します。

(2) 短期業績連動報酬

各取締役の役割に応じた指標を設定し、それぞれの達成状況に応じて支給額を決定します。0～150%の範囲で変動する総合評価を以下のとおり算出したうえで、各役位の基準額に乗算し、個人別の支給額が決定します。各事業年度終了後に一括して現金にて支給します。

参考図表 3 短期業績連動報酬の評価指標・総合評価の算出方法

取締役会長会長執行役員、取締役社長社長執行役員

評価指標	評価割合	評価係数	総合評価
営業利益	50%	0～150%	各指標の評価割合×評価係数を合算
ROE	50%		

取締役(中核3社社長兼務)

評価指標	評価割合	評価係数	総合評価
営業利益	20%	0～150%	各指標の評価割合×評価係数を合算
ROE	20%		
セグメント別営業利益	40%		
代表取締役による個人評価	20%		

その他の取締役

評価指標	評価割合	評価係数	総合評価
営業利益	40%	0～150%	各指標の評価割合×評価係数を合算
ROE	40%		
代表取締役による個人評価	20%		

※中核3社とは、西武鉄道株式会社、株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド、株式会社西武不動産の3社を指します。取締役（中核3社社長兼務）に対する短期業績連動報酬は、各中核会社から支給します。

3. 株式報酬

(1) BBT 業績連動分

取締役の報酬と中長期的な企業価値・株式価値との連動を目的として、役位別に定める基準ポイントに下記①②で決定する評価係数（0～100%）を乗算し付与ポイントが確定し、退任時に当社株式を交付します。なお、交付株式数のうち一定割合は時価相当額の現金にて支給します。

- ①評価割合 80%：3年間の TSR（株主総利回り）を当社並びに競合他社についてそれぞれ算定し、当社及び競合他社の TSR を比較のうえ、TSR が高い順に順位を付け、当社の TSR 順位に対応する下表の割合
- ②評価割合 20%：CO2 排出量、従業員のエンゲージメントスコア等の ESG 指標・非財務 KPI の達成状況

参考図表 4 TSR 順位と評価係数

業界	不動産								鉄道							
評価割合	50%								30%							
比較対象	三井不動産、三菱地所、住友不動産、 東急不動産ホールディングス、 野村不動産ホールディングス、 東京建物、ヒューリック(7社)								東武鉄道、相鉄ホールディングス、東急、 京浜急行電鉄、小田急電鉄、京王電鉄、京成電鉄 (7社)							
評価係数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
	50%	42%	35%	28%	21%	14%	7%	0%	30%	24%	20%	16%	12%	8%	4%	0%

参考図表 5 BBT 業績連動分の評価期間

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	...	退任時
2025年度分	← 評価期間 →			ポイント確定				株式給付
2026年度分		← 評価期間 →			ポイント確定			
2027年度分			← 評価期間 →			ポイント確定		

（2）BBT 役位固定分

現行制度の BBT 長期インセンティブから内容の変更はありません。役位別に定める基準ポイントが毎年付与され、退任時に当社株式を交付します。なお、交付株式数のうち一定割合は時価相当額の現金にて支給します。